

様式5の1・5の2 - 超音波検査実績(腹部領域) (超音波検査レポートと画像：10例)

記載方法について

・疾患コード

A-1	消化器領域 (肝臓)	1例以上
A-2	消化器領域 (胆道)	1例以上
A-3	消化器領域 (膵臓)	1例以上
A-4	消化器領域 (消化管)	1例以上
A-5	泌尿器科領域	1例以上
A-6	産婦人科領域 (胎児症例は含まない)	1例以上
A-7	その他の腹部領域 (脾臓、腹膜、腹腔、後腹膜、腹腔内リンパ節など)	1例以上
A-8	カラードプラ検査 (または造影超音波検査)	1例以上

注意事項

- ①検査レポートと画像については10例とし、その中にカラードプラ検査 (または造影超音波検査) 1例以上、泌尿器・産婦人科領域の症例を各々1例以上含むこと。消化器領域に関してはA-1～A-4を各々1例以上、その他 (A-7) 1例以上を含むこと。
 - ②A-8 カラードプラ検査については、消化器、泌尿器、産婦人科領域、その他の腹部領域に限る。また、A-1～A-7で使用した症例を、A-8に用いることはできない。
- ・個人情報保護の観点より必ず「患者の個人情報を消去した状態」で提出すること。氏名、ID、生年月日は記載しないこと。
 - ・画像は1症例につき写真は5枚以内 (カラー・白黒は問わない)。受験者本人の実績を証明する必要があるため、超音波像の写真は必ず本人が検査中に撮影したものに限る (コピーも可)。従って同一施設の複数受験者が同一症例を提出することは認めない。
 - ・スケッチは手書きで作成すること。パソコンのドローソフトなどを用いて作成したものは認めない。鉛筆書きも可とする。
 - ・超音波検査レポート10例全てについて、推薦する日本超音波医学会代議員または超音波指導医 (「受験者推薦状 (様4)」に記載した日本超音波医学会代議員または指導医) による抄録内容のチェックと署名・捺印が必要である。推薦する代議員または指導医の専門領域については、消化器・泌尿器・産婦人科以外であってもかまわない。